

**生活困窮者自立支援業務委託
質問に対する回答書**

平成30年8月17日

業務名又は項目	質 疑 事 項	回 答
NO. 1 【入札説明書】 7 落札者の決定基準 (4) 特定提案等	特定テーマ①～④以外の特定提案は、評価基準に加点されるものはないと考えてよいか？もしくは、業務資質を向上させるための提案を行っても良いのか？	落札者の決定基準については、「提案書に関する評価項目一覧」（資料3）のとおりです。特定提案等については特定テーマ①～④についてのみ評価を実施します。
NO. 2 【仕様書】 4 業務委託内容 全体に関わる内容	厚生労働省社会援護局関係主管課長会議（平成30年3月1日）で発信された「第2 地域福祉の推進等について」の中で、 ① 「6 ひきこもり対策について」の中で、生活困窮者自立支援事業で「センター」を始め関係機関との連携について、訪問支援や個別支援を重点的に実施することと、センターの専門的なバックアップに言及しているが、箕面市の関係課からのバックアップがあるのか？それは、箕面市の場合何課になるかまた、資質の向上を図るよう予算化が求められるが、これは、本予算内で対応するのか？ ② 「7 寄り添い型相談支援事業について」の中で、よりそいホットラインとの連携が事務連絡されているが、これはどのような連携業務が想定されるか？ ③ 「9 地方改善事業等について」の中で、隣保館との連携が指示されているが、具体的にどのような連携を想定されているか？	① ひきこもり地域支援センターは都道府県が設置し、各市の就労準備支援事業者等に対し、専門的見地からバックアップを行うことと定められているため、本市においても大阪府のバックアップを受けることができます。なお、ひきこもりに限らず、本事業を実施するにあたって、市の関係課室との連携や関係課室からの支援が必要な場合は、事業を実施する中で調整していきます。本事業の従事者の資質向上については本予算内での対応を想定しています。 ② 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」に記載のとおりです。 ③ 特定提案等の特定テーマとなっていますので、連携に対する意識やその他有効と考える手法等について、ご提案ください。
NO. 3 【仕様書】 4 業務委託内容 (4) その他本市が必要と認める事業	① この中に、「学習支援事業」がどのような連携を要求され、実質業務としてどのような業務が想定されるか？ ② この中に「一時生活支援事業」がどのような連携を要求され、実質業務としてどのような業務が想定されるか？ ③ 「就労訓練事業」の認定事業者との連携や業務について、想定される業務を教えてください。	① 特定提案等の特定テーマとなっていますので、連携に対する意識やその他有効と考える手法等について、ご提案ください。 ② 生活困窮者自立相談支援事業の業務内容に含まれるものであり、その他本市が必要と認める事業の位置づけではありません。なお、業務については「自立相談支援事業の手引き（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添1）」に記載のとおりです。 ③ 就労準備支援事業の業務内容に含まれるものであり、その他本市が必要と認める事業の位置づけではありません。なお、業務については「就労準備支援事業の手引き（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添2）」に記載のとおりです。
NO. 4 【仕様書】 6 委託業務の対象者	① 対象件数が1年間に1,000件程度を想定されているが著しく件数が増加した場合に対するサポートや、契約に関する協議は可能か？ ② 他自治体に居住する（避難者や他自治体に居住を余儀なくされる者）対象者への対応は、可能か？	① 協議可能です。 ② 原則、本市内の居住者が対象です。ただし、対象者の状況に応じて協議可能です。
NO. 5 【仕様書】 7 相談窓口の設置場所等	① 箕面市では2018年度前期までは、複数の窓口が設置されているが、削減しても委託費等の減額等はないか？	① 相談窓口の設置数により委託料が変動することはありません。

		<p>② 窓口を増設する場合の手続きは、協議できるか？</p> <p>③ 2018年度前期までと比べ、開設日数が減少することが想定されるが、相談対応や同行なども業務日数が減少すると考えて良いか？</p> <p>④ 指定する開設時間外に、相談対応が発生することはないか？</p>	<p>② 協議可能です。</p> <p>③ 開設日数は、仕様書「7 相談窓口の設置場所等」(2)に定める開設日数を下回らない範囲で受託者が定めることができるものとなっているため、受託者が従たる窓口を開設するか否かにより変動するので、現段階で減少するか否かは未定です。</p> <p>④ 仕様書「7 相談窓口の設置場所等(2)」に定める開設時間以外の対応については、受託者が従たる窓口を開設するか否かにより変動するため、現段階では未定です。</p>
NO.6	【仕様書】 8 人員体制	<p>① 仕様書を履行するための配置すべき最少実施人員は、何名体制か？(仕様書から読み取れる配置すべき人数は5名以上であるが、それで正しいか？)</p> <p>② 生活援護室職員との連携について教えてください。</p>	<p>① 仕様書「4 委託業務内容」に掲げる各事業の支援員等の最低配置人数は5名以上です。人員体制については指定していません。</p> <p>② 特定提案等の特定テーマとなっておりますので、連携に対する意識やその他有効と考える手法等について、ご提案ください。</p>
NO.7	【仕様書】 10 職員の研修	研修の必須分野などがあれば、教えてください。それに伴う実施日数は、1名1年に何日程度か教えてください。	国、府が実施する従事者向け研修は必須であると考えます。実施日数等は現時点では未定ですが、業務履行に支障のない範囲を想定しています。
NO.8	【仕様書】 12 進捗状況の報告等	報告の形式などは、あらかじめ規定されているか？	一部形式が規定されているものもありますが、必要に応じ形式を問わず情報提供や報告等を求めます。
NO.9	【仕様書】 17 業務の一括再委託の禁止	家計相談事業をすべて再委託することは可能でしょうか？	業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。ただし、受注者が委任し、又は請け負わせようとする受任者または下請人の名称、委任し又は請け負わせる業務の内容、その他本市が必要とする事項を書面をもって本市に通知し、本市の承認を得て業務の一部を第三者に委任し、請け負わせるときは、この限りではありません。